

沖縄から考える平和と未来

「辺野古」県民投票の会元代表／一橋大学大学院法学研究科博士課程
元山 仁士郎

○はじめに：3つの問い

- ・ 「平和」とは何か。沖縄に「連帯する」とは何か。
- ・ 基地は軍事的に沖縄でなくても良いにもかかわらず、なぜ政治的に沖縄なのか。
- ・ 日本に「民主主義」はあるのか。どのように「民主主義」を実現していくのか。

○ここ10年の憲法九条と沖縄に関する状況（一部）

年	日本政府	年	沖縄
2013年	特定秘密の保護に関する法律 制定	2013年	オスプレイの配備撤回、普天間基地の閉鎖撤去、県内移設断念を求めた「建白書」提出
			仲井眞知事による辺野古埋め立て「承認」
2014年	集団的自衛権一部行使容認	2014年	翁長知事による埋め立て「承認」の取り消し
		2015年	与那国島への陸上自衛隊沿岸監視部隊配備の賛否を問う住民投票
2015年	「平和安全法制」の制定	2016年	与那国島への自衛隊・与那国沿岸監視隊の配備
2017年	共謀罪の創設を含む改正組織的犯罪処罰法の制定	2018年	謝花副知事による埋め立て承認「撤回」
2021年	重要土地利用規制法	2019年	石垣市長が、石垣島への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票を拒否
			辺野古基地埋め立ての賛否を問う沖縄県民投票
			奄美大島への陸上自衛隊配備
			宮古島への陸上自衛隊配備
2022年	経済安全保障推進法 「安保関連三文書」（「反撃能力」や5年間の防衛費総額43兆円など）の閣議決定	2023年	石垣島への陸上自衛隊配備

○沖縄基地問題とその原因

- ・他都道府県に比して占めている過剰な負担（面積比、事件・事故、騒音、環境汚染など）
- ・在日米軍の部隊構成の違い？
- ・約束が守られていない（日米地位協定、日米合意議事録、騒音防止協定など）
- ・軍事／「安全保障」や外交の不透明性・非民主性
- ・決定権があるようでない：自治、地方分権の侵害
- ・日本の近代化にともなう歴史的な加害とその連続性

○在日米軍基地面積の概要（2023年1月時点）

区分	施設・区域数	面積（km ² ）	全体面積に占める割合	国土(県)面積に占める割合
全体	77	262,935	100%	0.07%
本土	46	78,102	29.70%	0.02%
沖縄	31	184,525	70.27%	約8%※

※ 人口の9割以上が居住する沖縄島では約15%の面積（東京23区のうち13区を覆う＝山手線内側3つ分の面積に相当）。岩手県盛岡市（886.5 km²）の約21%に相当。

→ 沖縄に基地負担が集中しているという認識は日本政府／沖縄県の間で一致しているが、「負担軽減」の認識・方法にズレがある

○沖縄基地問題のよくある疑問

- ・なんで沖縄にこんなに基地があるの？：「本土」からの移転、政治・歴史的な要因
- ・日米地位協定ってなに？：1960年の締結から改定されていない不平等・特殊な取極め
- ・基地は沖縄にあった方がいい？：軍事的理由だけではなく、政治的理由。不公平な決定
- ・沖縄って基地で食ってるんじゃないの？：沖縄振興予算（一括交付金）をめぐる誤解、「基地経済」が県民総所得に占めるのは約5%、「基地は沖縄経済発展の最大の阻害要因」
- ・普天間移設／辺野古新基地建設問題って？：「少女暴行事件」に端を発する問題で、当初は沖縄県民の負担を軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの構想で行われていた
- ・何が問題なの？
 - － 基地建設のプロセス：沖縄戦、ハーグ陸戦条約違反
 - － 維持の仕方：琉球米国民政府の布令、「思いやり予算」・米軍再編交付金、沖縄の産業・経済発展の阻害、沖縄県民投票や国連勧告の無視
 - － 米兵／米軍属による事件や事故：米軍組織・構造、教育、日米地位協定17条
 - － 環境問題：土壌汚染、水質汚染、PFAS（有機フッ素化合物）、日米地位協定3・4条、環境補足協定、気候変動
 - － 騒音問題：戦争トラウマ、低体重出産、日米合意議事録

→ 基地問題の話をする際には、論点をかみ合わせることが重要！

○沖縄（基地問題）の歴史

1609年 薩摩侵攻	1872年 琉球藩設置
1879年 「琉球併合」（琉球処分、廃琉置県）	1903年 人類館事件
1945年 アジア・太平洋戦争、沖縄戦	1952年 サンフランシスコ講和条約発効

- 1972年 沖縄施政権返還／日本復帰
- 1995年 「少女暴行事件」
- 1996年 沖縄県民投票（基地整理縮小・地位協定改定）
- 1997年 名護市民投票（米軍のヘリポート基地建設）
- 2007年 教科書検定意見撤回を求める沖縄県民大会
- 2013年 オスプレイ配備撤回と米軍普天間基地の県内移設断念を求めた「建白書」
- 2019年 沖縄県民投票（辺野古米軍基地建設のための埋め立て）

○考えるべきこと

- ・私は／私たちはどのような社会で暮らしたいか。どのような価値が大事にされるべきか
- ・そのような社会を守る／つくるためには、どうすれば良いのか。「武力」は必要か
- ・もし「武力」が必要な場合、どの程度、どこに必要なのか。誰が担うのか
- ・その「武力」を有することと、ほかの価値とが衝突する場合、どうすべきなのか

○私／あなたに何ができるのか

- ・沖縄基地問題を知る。沖縄の新聞を読む（SNS フォロー、LINE アカウントの追加）
- ・辺野古・大浦湾、安和・塩川（土砂搬出）、普天間基地（一望できる嘉数高台）に行く
- ・お住まいの場所の近くで行われているスタンディングやデモなどに参加してみる
- ・学習会、映画上映会などのイベントを企画・開催する（できれば定期的に）
- ・あなたの住む市町村で、日米地位協定の改定などの意見書の採択を議員に働きかける
- ・選挙で沖縄・辺野古基地問題に関心を持ち、かつ具体的な取り組みができる議員・首長を当選させる
- ・「イニシアティブ制度」（国民発議の国民投票制度）の導入に向けた取り組み
- ・2.24 音楽祭 2024 の視聴 (<https://youtube.com/live/K6GXX4BPD-U>)

○沖縄県民投票の結果に対する 46 都道府県知事の態度

Q1. 日米両政府は結果を尊重すべきか。			
尊重すべきだ	達増拓也（岩手）、川勝平太（静岡）		
Q2. 政府は移設工事を断念すべきか。			
断念すべき	達増拓也（岩手）	その他	川勝平太（静岡）
Q1、Q2 どちらとも言えない			
村井嘉浩（宮城）、佐竹敬久（秋田）、阿部守一（長野）、西脇隆俊（京都）、井戸敏三（兵庫）、山口祥義（佐賀）、広瀬勝貞（大分）			
※三つの質問ともその他、無回答			
高橋はるみ（北海道）、三村申吾（青森）、吉村美栄子（山形）内堀雅雄（福島）、大井川和彦（茨城）、福田富一（栃木）、大澤正明（群馬）、上田清司（埼玉）、森田健作（千葉）、小池百合子（東京）、黒岩祐治（神奈川）、花角英世（新潟）、石井隆一（富山）、谷本正賢（石川）、西川一誠（福井）、長崎幸太郎（山梨）、古田肇（岐阜）、大村秀章（愛知）、鈴木英敬（三重）、三日月大造（滋賀）、松井一郎（大阪）、荒井正吾（奈良）、仁坂吉伸（和歌山）、平井伸治（鳥取）、溝口善兵衛（島根）、伊原木隆太（岡山）、湯崎英彦（広島）、村岡嗣政（山口）、飯泉嘉門（徳島）、浜田恵造（香川）、尾崎正直（高知）、中村時弘（愛媛）、小川洋（福岡）、中村法道（長崎）、蒲島郁夫（熊本）、河野俊嗣（宮崎）、三反園訓（鹿児島）			

（2019年3月18日『沖縄タイムス』より筆者作成）

○辺野古移設、自主性求める声 知事アンケート

Q1. 沖縄の米軍基地負担は軽減すべきか。			
軽減すべきだ	鈴木直道（北海道）、達増拓也（岩手）、村井嘉浩（宮城）、佐竹敬久（秋田）、吉村美栄子（山形）、山本一太（群馬）、大野元裕（埼玉）、黒岩祐治（神奈川）、阿部守一（長野）、川勝平太（静岡）、吉村洋文（大阪府）、齋藤元彦（兵庫）、平井伸治（鳥取）、丸山達也（島根）、湯崎英彦（広島）、浜田省司（高知）、大石賢吾（長崎）、蒲島郁夫（熊本）、佐藤樹一郎（大分）、河野俊嗣（宮崎）、塩田康一（鹿児島）		
Q2. 「代執行」した国の対応は適切か。			
適切	宮下宗一郎（青森）、佐竹敬久（秋田）、山本一太（群馬）	不適切	達増拓也（岩手）
Q3. 辺野古移設計画は適切か。			
適切（どちらかといえど含む）	佐竹敬久（秋田）、山本一太（群馬）	不適切（どちらかといえど含む）	達増拓也（岩手）
主な意見			
<p>「安全保障に関する内容は国の専管事項であることを踏まえ回答を控える」（小池百合子[東京]、熊谷俊人[千葉]、新田八朗[富山]）</p> <p>「他県における国の施策について、本県が意見する立場にない」（宮下宗一郎[青森]）</p> <p>「厳しい要件のもと行う代執行制度は地方分権改革の趣旨に反していない」（佐竹敬久[秋田]）</p> <p>「(裁定的関与は) 国と地方公共団体で議論を深めていくべきものだ」（山本一太[群馬]）</p> <p>「国の関与は公共の利益を害する場合に限定するなど必要最小限とすべき」（吉村美栄子[山形]）</p> <p>「(代執行制度は) 住民の利益を踏まえた地方の判断が尊重されるべき」（達増拓也[岩手]）</p> <p>「国の責任で判断すべきだが、国は沖縄県と十二分に話し合いを」（大村秀章[愛知]）</p> <p>「県民の意思を踏まえ代執行に踏み込まなくても良かったのではないか」（丸山達也[鳥取]）</p>			

(2024年4月8日『朝日新聞』より筆者作成)

○現在私（元山）行っている取り組み

・沖縄対話プロジェクト (<https://okinawataiwa.net/>)

「台湾有事」「南西諸島有事」を決して起こさせてはならないと考える沖縄の市民が、政治的な立場や意見・思想の違いを超えて対話していこうとする企画です（HPより抜粋）。

※同プロジェクトは、助成金の期限の関係もあり、2024年1月に「総括集会」を行い、終了しました。

・INIT 国民発議プロジェクト (<https://init-jp.info/>)

主権者による発案権の行使を保障するイニシアティブ制度。

主権者による拒否権の行使を保障するレファレンダム制度。

発案にせよ拒否にせよ、この制度を用いた権利行使を「国民発議」と呼びます。

INIT（国民発議プロジェクト）は、そうした制度を日本に導入することをめざす市民グループで一般社団法人です。その目的は、国民主権や民主主義をより充実させることであり、私たちはグループとして特定の政党を支持・応援したり、どこかの組織に属したりはしていません（HPより抜粋）。

・ 2.24 音楽祭 (<https://linktr.ee/224musicfes>)

2.24 音楽祭実行員会は、2019年2月24日に行われた沖縄県民投票を忘れないため、また、沖縄の課題とこれからの考える場として、2020年以降、毎年沖縄県内で企画を開催してきました。

5回目となる今回の、サブタイトルは「How to Stop the War(どうやって戦争を止めるか)」と題し、パレスチナ・ガザのことや、ウクライナ紛争のこととも向き合いながら、日本国内で煽られる「台湾有事」によってますます軍事化が強化されている琉球列島で、戦争とは何か、どうやって戦争を止めるかを考える時間をつくりました。

参考文献

安里長従、志賀信夫『なぜ基地と貧困は沖縄に集中するのか?』堀之内出版、2022年

今井一『住民投票の総て』「国民投票／住民投票」情報室、2020年

大江健三郎『沖縄ノート』岩波新書、1970年

大野和基「知日派・ジョセフ・ナイが語る米軍基地問題 沖縄の負担を減らすための提案とは?」『AERA』2023年5月31日 (<https://dot.asahi.com/aera/2023053000023.html>)

沖縄県「沖縄から伝えたい。米軍基地の話。Q&A Book」(令和5年版)

(https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kichitai/tyosa/qanda_r5.html)

沖縄県「在沖米軍基地の整理・縮小についての提言」2022年3月

(<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/bankokushinryou1.html>)

沖縄タイムス社『誤解だらけの沖縄基地 これってホント!?』高文研、2017年

川瀬光義『基地と財政』自治体研究社、2018年

川名晋史編『在日米軍基地』中公新書、2024年

熊本博之『辺野古入門』ちくま新書、2022年

櫻澤誠『沖縄現代史』中公新書、2015年

佐橋亮『米中対立』中公新書、2017年

新外交イニシアティブ『辺野古問題をどう解決するか：新基地をつくらせないための提言』岩波書店、2017年

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議「PFAS（有機フッ素化合物）汚染：環境と人体を蝕む『永遠の化学物質』の規制に向けて」(<https://kokumin-kaigi.org/>)

高橋哲也『沖縄の米軍基地：「県外移設」を考える』集英社新書、2015年

成田千尋『世界史のなかの沖縄返還』吉川弘文館、2024年

野添文彬『沖縄米軍基地全史』吉川弘文館、2020年

野添文彬『沖縄県知事：その人生と思想』新潮選書、2022年

松井利仁、松野朝之、安次嶺馨、宮北隆志、平松幸三、山本剛夫「低出生体重児および早産児の出生率と航空機騒音曝露の関連」『日本衛生学雑誌』58巻3号、2003年9月

山本章子『日米地位協定』中公新書、2019年

山本章子・宮城裕也『日米地位協定の現場を歩く』岩波新書、2022年

琉球新報社『基地と沖縄経済 ひずみの構造』琉球新報社、2012年

琉球新報社『これだけは知っておきたい 沖縄フェイク（偽）の見破り方』高文研、2017年

「国民発議」制度とは？

なぜ「民主主義を支えるインフラ」なのか？

市民グループが導入提唱 スイスなど先例

2023年6月19日 06時00分 東京新聞



デモや集会でいくら反対の声を上げて、国会では重要な問題がやすやすと決まってしまう。そんな現状を打破しようと、市民グループがイニシアチブ（国民発議）制度の導入を提唱している。スイスなどで恒常的に実施されている同制度では、有権者の一定数の署名を集めれば法律の制定や改廃などを国に発議できる。国会は一定期間内に検討しなければならず、国民の側が議論すべき課題を設定できるのがメリットだ。「INIT（国民発議プロジェクト）」の共同代表を務める水上貴央弁護士に国民発議への思いを聞いた。（佐藤圭）

◆異議申し立てをかなえる実効性ある制度

スイスとイタリアの 国民発議の例



スイス

国民の政治参加度が非常に高い「直接民主制の国」として知られるスイスは、国民発議の実施件数が、憲法改正など400件以上と突出して多い。近年は、同性婚の合法化や原発の新設禁止が国民発議を経て国民投票に付され、それぞれ賛成多数で承認された



イタリア

イタリアでは、カトリック教会の影響で長らく離婚が法的に認められなかったが、1970年、条件付きで離婚できるようになった。これに反発したカトリック教会などが74年、離婚を合法化する法律の廃止を国民発議。国民投票の結果、反対が多数を占めた

このグループは「INIT（国民発議プロジェクト）」。「主導権」や「発議権」を意味するイニシアチブ（initiative）の最初の4文字から取った。共同代表を務める弁護士の水上貴央さん（46）や企画・運営委員のジャーナリスト今井一さん（69）の呼びかけで今年4月に発足し、現在約170人が賛同者に名を連ねる。

賛同した横浜市の佐々木真和世さん（55）は「安倍晋三元首相の国葬反対デモに足しげく通ったが、結局阻止できなかった。異議申し立てをかなえるために実効性のある制度が必要だ」と国民発議に期待する。

水上さんは東京電力福島第一原発事故の賠償問題などに取り組む中で、「選挙の争点は一つではない。大事な問題については、国民が何らかの形で意思表示できないとおかしい。選挙だけでは民主主義は機能しない」と感じてきた。「日本の民主主義を支える最低限のインフラ」として注目したのが国民発議だった。

国内外の住民投票や国民投票を取材している今井さんの調べでは、国民発議はスイスやイタリア、台湾など少なくとも 15 の国・地域で導入され、大半が国民投票とセットで制度化されている。

日本では、憲法改正の是非を問う国民投票が憲法 96 条で制度化されているが、発議者はあくまでも国会だ。憲法 16 条では請願権が保障され、誰でも法律の制定や改廃を国や地方自治体に要求できるものの、議会に審議などを求める法的拘束力はない。

◆地方自治法上の仕組みを国でも使えるように

一方、地方自治には、国民発議と似た仕組みが存在する。住民は地方自治法 74 条を根拠に、有権者の 50 分の 1 以上の署名を集めて条例の制定や改廃などを首長に請求できる。請求が有効な場合、首長は 20 日以内に議会を招集し、条例案などに意見を付けて提案しなければならない。

水上さんらが想定する国民発議は、基本的には地方自治法 74 条を国に置き換えたものだ。より多くの署名がある時は、法的拘束力のない諮問型国民投票も認める。諮問型であれば改憲の必要はないと判断した。

今後は、超党派の議員連盟の設立を働きかけるなどロビー活動を展開。法案の内容や発議のテーマなどをインターネットで公開しながら検討し、来年の通常国会への法案提出を目指す。

水上さんは「地方自治法上の仕組みを国でも使えるようにする。国会がその気になれば簡単にできる」と指摘した上で、「国民発議は、国民投票の劣化版ではない」と強調する。

「十分な議論がないまま、国民投票だけやっても仕方ない。大事なものは国民が提案し、オープンな場で議論することだ」

◆選挙だけでは民主主義は機能しない

一イニシアチブ（国民発議）制度を提唱するきっかけは。

原発事故による賠償請求権の時効を延長する運動をやったり、2015 年の安全保障関連法案に関する地方公聴会の公述人をやったりと、政治に関わることは多かった。安保法の場合、国を防衛する必要があるとしても、その内容に問題があった。法律が成立してしまうと、国民はどうすることもできない。選挙があると言われるかもしれないが、安保だけが争点ではない。増税するかどうか、安保をどうするかなどの大事な話は、それだけで国民が何らかの意思表示をできないとおかしい。選挙だけでは民主主義は機能しないのではないか。個別の問題に取り組む中で問題意識を強く持った。

一憲法改正以外のテーマでも国民投票の実施を求める声はこれまでもあったが、国民発議の話はあまり聞いたことがなかった。

国民に発議する権利がなければ、そもそも議論が始まらない。国会で何を議論するかは、与野党が国会対策委員長会談という密室で決めている。野党の側も十分に論戦を挑んでいるとはいえ、国対委員長同士で落としどころを話し合っている。みんな議論し、みんなが納得して進むということが最も重要だが、残念ながら今の国会は、オープンな場で議論することに大変後ろ向きな状況にある。日本の民主主義を支える最低限のインフラを確保するという意味で、国民発議が必要だと考えた。

国民投票よりも国民発議の方が、より憲法と抵触する可能性が低いということもある。国民投票も、国会の議決を拘束しない諮問型であれば憲法に反しないと思うが、憲法論議はつきまとう。国民が発議し、国会で議論することが、憲法に反するとはおよそ考えられず、法律で実現できる。国民発議制度は諸外国にもあり、実は日本でも地方自治には、地方自治法 74 条で住民発議が制度化されている。既に存在している地方自治法上の仕組みを国でも使えるようにすればいいだけだ。国会議員がその気になればすぐにできる。

◆国民発議は国民投票の次善の策ではない

一本当は国民投票を導入したいが、難しいから国民発議なのか。

国民発議は次善の策ではない。国民投票があれば、国民発議がいらなくなるという関係ではない。国民投票の劣化版が国民発議ではない。むしろ国民発議の方が大事という側面もある。国民発議を抜きに国民投票だけが導入されると、熟議もないまま、国民がイエスカノーかを言わされる。国民から提案されたテーマをオープンな場で議論し、国会が一定のプレッシャーを受け続けていれば、国民投票をしなくても、まともな結論になるかもしれない。

それでも、人間の価値観に直結するような、例えば脳死問題などは、国会議員だけでは決められず、国民投票にかけなければいけないと思う。その場合も国民発議が先だ。国民発議がないと、国民投票の前提条件を満たさなくなる。

一護憲派は、改憲の国民投票につながるような動きは警戒するのでは。

憲法改正の国民投票と、国民発議と連動した国民投票は全然違うものだ。憲法改正の国民投票は憲法上規定されており、それとは区別してほしい。

一憲法 16 条では請求権が保障されているが、機能しているとは言い難い。

アメリカでは、国家が国民の言うことを聞かない時は革命を起こすぞ、ということが憲法に実装されている。一方、日本国憲法は、革命はやめよう、あくまで平穏にやろうという発想だ。革命の代わりに、平穏に請願できる仕組みになっている。日本国憲法の起草者は、本気で国民の声を聞こうと思っていたはずだが、逆に権利が広すぎて、その気になれば、だれでもいくらでも請願できる。そこで国会は運用上縛りをかけた。請願が受け付けられても、政権与党にとって都合の悪い案件は無視されている。

◆賛成か反対かの議論だけでは結局今と同じ

一地方自治法 74 条に基づき、さまざまなテーマで住民投票条例案が提案されているが、議会で否決されてしまうケースが大半だ。

住民投票も国民投票もイエスカノーかを問うものだ。しかし、国民発議では、法律の具体的な国民修正案、国民改正案を示すことができる。地方自治法 74 条でも賛否ばかりでなく、住民条例案、住民条例修正案をもっと出せばいい。

国民発議制度をつくっても、賛成か反対かの議論だけでは結局今と同じだ。国民が具体的に提案し、国会に議論することを約束させる。議論を尽くした上で国会が結論を出すのは、間接民主主義だから構わない。国民の側も議論の結果、A になっても B になってもガタガタ言わない。そうなれば政権交代が起きなくても民主主

義は高まる。一定のスパンで政権交代が起き続けた方がいいと思うが、政権交代が起きなければ日本が良くなるというビジョンの描き方はちょっとつらい。政権交代が起きなくても日本が良くなる仕組みを真剣に考える段階にきている。

—最近の野党がだらしがないから国民発議が必要なのか。

それは矮小な議論だ。高度経済成長期は、進むべき方向が決まっており、自民党の言っていることは基本的にゴーだった。ブレーキを踏まなければいけない時は社会党などの野党が頑張れば良かったし、当時の野党はその役割をまっとうしてくれた。ところが、今の日本は、どうかじを切るかを決定しなければいけない。日本だけではなく、どの国でも議員は万能ではない。だから多くの国は、国民発議や国民投票の仕組みをつくり、間接民主主義を補っている。

国民発議は、自民党の非主流派にとって使い勝手の良い制度ではないか。自民党の中にもまともな議員はいるが、小選挙区制では党執行部の力が強く、まともなことを言うと公認をもらえないかもしれない。そういう状況にある議員が、国民から何万もの署名が寄せられ、具体的な提案がくれば、まともな議論がしやすい。国民発議は、実は1人1人の国会議員、特に自民党のまともな議員ををエンカレッジ（激励）する制度だ。中選挙区に戻せばいいという議論もあるが、戻すのにどれだけ大変か。国民発議を導入する方が絶対に簡単だ。

—賛同者とリモート会合を重ねている。

参加者の期待度は高い。民主主義に絶望しているという人が、まずはこれしかない、と言ってくれるケースが非常に多い。一方で、オープンに議論しましょうという運動は、原発は白か黒かという話に比べると、ちょっとひねっていると思われることに気づいた。どう分かりやすく伝えていこうかが今後の課題だ。

—国民発議実現までのスケジュールは。

法案には、一定数の署名で国民発議、さらに多くの署名で諮問的国民投票を実施するという二つのハードルを設ける。条文を書くだけなら数カ月でできるが、作り込んでいくプロセスもオープンにやりたい。国民発議に懐疑的な人も交えて議論し、そのプロセスをホームページで公開したいと思っている。10カ月後くらいに法案の形でリリースしたい。

みずかみ・たかひさ 1976年、札幌市生まれ。一橋大商学部卒業後、銀行系シンクタンク勤務を経て、早稲田大学法務研究科1期生。同大学院修了後、2008年に弁護士登録。国の事業仕分け民間評価者やUR都市機構契約監視委員などを歴任。17年に「SocioForward」を設立し、地域貢献型の再生可能エネルギー事業への法的助言や政策提言をしている。

国会に直接、声届けたい 国民発議制度、法案提出へ活動

市民団体代表、辺野古巡り苦い経験 毎日新聞 2023/8/4 東京夕刊

どれだけ反対の声を上げて、次々と重大な案件が国会で決まってしまう。「議会主権」ではなく、本当の意味で「国民主権」にするためにはどうしたらいいか――。こんな思いから市民グループが「イニシアチブ（国民発議）制度」の導入に向けて動いている。日本では耳慣れない言葉だが、一体どんな制度なのだろうか。

衆院で自民党が絶対安定多数となるなど与党が多数を占める国会は、難民申請手続き中でも強制送還を可能にする改正入管法や、既存原発の 60 年超運転を可能にする法律など、反対の声が多く上がる中でも重大な案件が成立する状態が続いている。

こうした状況に対し、「イニシアチブ制度」で選挙以外でも国民が政策の賛否を決めたり、発案したりできるようにしようと提唱しているのが、一般社団法人「INIT（国民発議プロジェクト）」だ。「主導権」などを意味する英語の「INITIATIVE（イニシアチブ）」の頭の 4 文字から取り、2023 年 4 月に設立された。



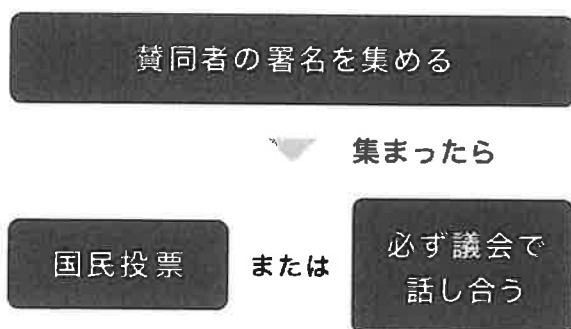
「日本は『国民主権』ではなく、『議会主権』になっている。主権者である国民の声をもっと政治に反映するように民主主義をアップデートしたい」。

プロジェクトの共同代表を務める大学院生、元山仁士郎さん（31）は話す。

「イニシアチブ制度」とは、具体的には国会で議論してほしい政策テーマを国民が発議し、政策の賛否を国民投票で問い、政府に決断を迫る制度だ。海外ではスイスやイタリアなどのほか、アメリカの多くの州で導入されているという。

住民が行政に直接請求する仕組みは、実は日本でも地方政治の場には存在する。地方自治法に基づき、住民は有権者の 50 分の 1 以上の署名を集めることができれば、条例の制定や改廃などを首長に請求できる。

「イニシアチブ制度」はいわば、この仕組みを国政にも取り入れるという考え方だ。一定の署名を集めることができれば、国会の本会議や委員会の場で制度の請求人が議案を説明し、国会に議論するよう求めることができる。プロジェクトは、さらに多くの署名を集めれば、国会に発議するとともに国民投票を実施する、という仕組みを考えているという。



弁護士の水上貴央さんと共に共同代表を務める元山さんが活動を展開する背景には、苦い経験がある。古里の沖縄県では、名護市辺野古にある米軍キャンプ・シュワブ

沿岸部を埋め立てて、宜野湾市街地の中心にある米軍普天間飛行場を移設する計画に揺れている。知事選や国政選挙で移設反対を掲げる候補が何度も当選したが、政府は辺野古移設工事を止めなかった。

「辺野古の埋め立ての是非について県民の意思を明確にし、移設問題に決着をつけたい」。元山さんは県民投票を実施するための条例制定に向け、地方自治法に基づく直接請求に必要な数を大幅に上回る9万人あまりの有効署名を集めた。そして19年に実施された県民投票では埋め立て反対が7割超を占めた。

県民投票で投じられた埋め立て反対の票は、過去最多とされた18年の沖縄県知事選で辺野古移設反対を掲げて当選した玉城デニー知事の得票を上回った。



「選挙で自民に投票した人でも『辺野古移設はやめてほしい』という意思表示だった。一つのテーマに絞ることで議論や考えが深まり、国民は問題をどう考えているかを知ることができたと思います」

だが、政府は「民意」であるはずの投票結果を一顧だにせず、辺野古の埋め立て工事はいまだに止まっていない。そして、県民投票後の国政選挙でも辺野古移設の是非が全国的な争点になることはない。

辺野古移設断念を求め、元山さんは沖縄が日本復帰 50 年を迎えた 22 年 5 月 15 日の前に首相官邸前でハンガーストライキも実施した。それでも変わらなかった。

選挙以外に国民の意見を国会の議論の場にも上げる手続きは国政にもある。憲法で保障された「請願権」だ。

国会の委員会などに提出され、採択すべきだと判断されると本会議などで審議される。だが、請願の採択は全会一致が慣例とされ、与野党の「数の論理」で採択されない場合が多い。

プロジェクトは今後、法案提出の超党派の議員連盟を設立するためにロビー活動で議員に賛同を働きかけ、24 年の通常国会での法案提出を目指す。

元山さんは強調する。「注力したい政策を全国で議論してほしいと思う議員は制度を使って国民に問い、国民の支持を背景に党内で主張できる利点もあります。国民にとっても憲法や人権など政策テーマについて自分がどう考えるか、日本が今後どういう国になるのかに向き合う機会にしたい」

【宮城裕也】